

私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付要綱

平成 27 年 9 月 1 日
27 生私振第 743 号
生活文化局長決定
一部改正 平成 28 年 7 月 27 日 28 生私振第 627 号
一部改正 令和 2 年 8 月 14 日 2 生私振第 725 号

第 1 通則

この要綱は、私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 1（1）イ及び 2（1）イの規定に基づき、予算の定めるところにより、私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な手続を定める。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「協力校」とは、実施要綱第 3 3 の規定による協力校をいう。
- (2) この要綱において「協力者」とは、実施要綱第 3 4 の規定による協力者をいう。
- (3) この要綱において「計画」とは、実施要綱第 6 3 の規定による知事の承認を受けた実施計画、又は実施要綱第 7 2 の規定による知事の変更の承認を受けた変更実施計画をいう。

第 3 設置者への委任

協力者は、支援金の受領及び受領に必要な事務手続については、協力校の設置者（以下「設置者」という。）に委任するものとする。

- 2 前項の委任は、実施要綱第 6 1（1）に規定する支援申込書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

第 4 補助対象者

この要綱に定める支援金の交付の対象となる者は、第 3 の規定に基づき、協力者の委任を受けて支援金を受領する設置者とする。

- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第 5 補助事業

支援金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、設置者が支援金をその協力者

が納付すべき授業料（実施要綱第5　1（1）工及び2（1）工の規定に基づき設置者が減免した授業料及び他の制度により減免等の対象となる授業料を除く。以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部に充当する事業とする。

第6 支援金の額の算定及び交付額

協力者1人当たりの支援金の額の算定は、以下のとおりとする。

（1）私立専門学校生に対する修学等支援

実施要綱第5　1（1）工の規定に基づき、設置者が各協力者に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は、協力校の学則等で定める授業料の4分の1の金額及び第5に規定する補助対象経費の額を超えないものとする。また、設置者が実施する授業料減免額が協力者1人当たり20万円（学則等で定める授業料が60万円未満の場合には、学則等で定める授業料の3分の1の金額（千円未満切り捨て））を下回る場合には、交付の対象外とする。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援

実施要綱第5　2（1）工の規定に基づき、設置者が各協力者に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は、協力校の学則等で定める授業料の4分の1の金額かつ専門学校生については25万円、高等専修学校生については10万円を超えないこととする。

2 設置者への支援金の交付額は、前項に基づき算定した協力者1人当たりの支援金の額を合計した額の範囲内とする。

第7 支援金の交付の申請

支援金の交付を受けようとする設置者は、私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付申請書（別記支援金関係様式第1号）（以下「支援金交付申請書」という。）を知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 交付申請の内容は、計画に基づくものでなければならない。

第8 支援金の交付の決定及び通知

知事は、第7　1に規定する支援金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付を決定し、私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付決定通知書（別記支援金関係様式第2号）により設置者に通知する。

2 知事が認めた場合には、支援金の交付を受けようとする設置者が、第4　2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第9 支援金の交付の条件

支援金の交付の決定に当たっては、支援金の交付の目的を達成するため次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（1）支援金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付

決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならないこと。

- (2) 補助事業は、支援金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、帳簿及び証拠書類等を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 知事は、(3)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (5) 支援金を受けて補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）が(4)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を探らなければならない。
- (6) 補助事業者は、第7又は第12の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (7) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付すことができる。

第10 申請の撤回

知事は、支援金の交付の決定通知に際して、支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第11 補助事業の実施

支援金の交付決定を受けた補助事業者は、速やかに補助事業を実施するものとする。

- 2 補助事業の実施方法は、還付、又は補助事業者がその協力者に対して有する授業料債権との相殺による。

第12 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了後、知事が定める期日までに、私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金実績報告書（別記支援金関係様式第3号）（以下「支援金実績報告書」という。）を提出しなければならない。

- 2 前項の支援金実績報告書には、支援金が協力者の授業料に確実に充当されたことを証明する証跡書類を添付するものとする。ただし、補助事業者がこれらの書類を提出することができない場合であって、知事が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところによるものとする。

第13 支援金の額の確定及び通知

知事は、第12の規定による支援金実績報告書の提出を受けたときは、同報告書の審査及び必

要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付確定通知書（別記支援金関係様式第4号）（以下「支援金交付確定通知書」という。）により補助事業者に通知する。

第14 是正のための措置

知事は、第13の規定による調査の結果、補助事業の成果が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

- 2 第12の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第15 支援金の交付の時期

支援金の交付は、第13の規定により交付すべき支援金の額を確定し、支援金交付確定通知書により補助事業者に通知した後に行うものとする。

- 2 前項の規定により支援金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が定める期日までに、私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金交付請求書（別記支援金関係様式第5号）を提出しなければならない。

第16 決定の取消

知事は、この支援金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
 - (2) 支援金を他の用途に使用した場合
 - (3) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (5) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用者その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (6) 第7又は第12の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (7) 第9 (6)に規定する報告を受けた場合
 - (8) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 前項の規定は、第13の規定による支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第17 支援金の返還

知事が、第16の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、補助事業者は、知事が定める期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

- 2 知事が、第13の規定により支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金

が交付されているときは、補助事業者は、知事が定める期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

- 3 知事は、協力者が、補助事業者から休学・退学等の理由により授業料を返納された場合において、既に協力者に係る支援金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、既に交付した支援金の全額の返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者から協力者への返納額を上限額とする。
- 4 補助事業者が既納の授業料を協力者に返納しないことを定めている場合には、前項の規定は適用しない。

第 18 違約加算金及び延滞金

知事が、第 16 (1) から (6) までの規定により、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が、補助事業者に対し支援金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 19 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し支援金の返還を命じ、補助事業者が当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第 20 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、支援金交付年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

第 21 補助事業者の責務

補助事業者は、支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する都の施策に協力しなければならない。

第 22 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については、東京都私立学校教育助成条例（昭和

53年東京都条例第10号)、東京都私立学校教育助成条例施行規則(昭和53年東京都規則第82号)及び東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。